

1. 刑法その他の法律の基礎

刑法

刑法の原則 罪刑法定主義,無罪推定の原則,適正手続

刑法総論 犯罪とは何か

刑法各論格別の構成要件の検討

民法の特別法

消費者保護法令(詐欺取消の特別法)

消費者契約法

特定商取引に関する法律

借地借家法 (賃貸借の特別法)

利息制限法 (金銭消費貸借の特別法)

2. 刑法について

刑法の原則

罪刑法定主義

ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法令 において、犯罪とされる行為の内容、及びそれに対して科される刑 罰を予め、明確に規定しておかなければならないとする原則。

どのような行為が犯罪に当たるかを国民にあらかじめ知らせることにより、それ以外の活動が自由であることを保障する(自由主義の原理)何を罪とし、その罪に対しどのような刑を科すかについては、国民(代表者で組織される議会)によって定め、国民の意思を反映させる(民主主義の原理)

| 2. 刑法について 刑法の原則 推定無罪の原則 (無罪の推定) 「何人 (なんびと) も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される」とする原則。 被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない (刑事訴訟法336条) 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない (日本国憲法31条) | |
|---|--|
| | |
| 2. 刑法について | |
| 刑法の原則 適正手続 刑罰を受ける際には、法律に則った適正な手続によらなければならない。 | |
| 何人も,律の定める手続によらなければ,その生命若しくは自由を奪 はれ,又はその他の刑罰を科せられない(日本国憲法31条) | |
| | |
| | |
| 2. 刑法について 刑法総論 | |
| 全ての犯罪構成要件に共通し、当該行為が犯罪と なるか検討する。 | |
| 犯罪犯罪構成要件に該当する,違法かつ有責な行為犯罪構成要件に該当すれば,犯罪に該当すると推定され,違法性阻却事由,責任阻却事由の有無が検討される。 | |
| 違法性阻却事由 正当行為(刑法35条),正当防衛(刑法36条),緊急避難(刑法37条) | |
| 責任阻却事由 心神喪失 (刑法39条) ,刑事未成年 (刑法41条) | |
| | |

| 2. 刑法について | |
|---|---|
| 刑法総論 | |
| | |
| 全ての犯罪構成要件に共通し、当該行為が犯罪と | |
| なるか検討する。 | |
| 犯罪 犯罪構成要件に該当する,違法かつ有責な行為 | |
| 犯罪構成要件に該当する,建伝がプラ貢な行為 犯罪構成要件に該当すれば,犯罪に該当すると推定され,違法 | |
| 性阻却事由,責任阻却事由の有無が検討される。 | |
| 違法性阻却事由 | |
| 正当行為(刑法35条),正当防衛(刑法36条),緊急避難(刑 | |
| 法37条) | |
| 責任軽減事由 | |
| 心神耗弱(刑法39条),自首(刑法42条) | |
| | J |
| | |
| | |
| | |
| | 1 |
| 2. 刑法について | |
| 刑法各論 | |
| | |
| 個別の犯罪構成ごと検討 犯罪のリスト | |
| | |
| 成年後見と結びつき易い犯罪 | |
| 暴行・傷害(被保護者に対する身体的虐待) | |
| 横領・窃盗・詐欺(被保護者に対する経済的虐待) | |
| 準詐欺罪 | |
| 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて,財物を交付させ,又は財産上不法の利益を得,若しくは他人にこれを得させる | |
| 行為 (刑法248条) 。交付のための意思能力自体がない幼児や高度 | |
| の精神障害者を欺いて財物を奪う行為は「騙す」要素がないので | |
| 窃盗罪(刑法235条)となる。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 2. 刑法について | |
| 刑法各論 | |
| 個別の犯罪構成ごと検討 | |
| 犯罪のリスト | |
| | |
| 成年後見と結びつき易い犯罪 | |
| 暴行・傷害(被保護者に対する身体的虐待) 横領・窃盗・詐欺(被保護者に対する経済的虐待) | |
| | |
| 後見人等による横領(→横領,業務上横領) | |
| 最近は専門職による横領も少なくない。 親族・近親者が事件本人の財産を自分が使って良いと思い込んで | |
| いることもある。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |

2. 刑法について 刑法各論 個別の犯罪構成

個別の犯罪構成ごと検討 犯罪のリスト

成年後見と結びつき易い犯罪

暴行・傷害(被保護者に対する身体的虐待)

横領・窃盗・詐欺(被保護者に対する経済的虐待)

親族相盗例

親族間で発生した一部の犯罪行為またはその未遂罪については、その刑を免除し(刑法244条1項)、または親告罪とする(刑法244条2項)もの。但し、裁判所から後見人に任じられた者の場合は、親族相盗例の適用はない。

2. 刑法について

刑法各論

個別の犯罪構成ごと検討 犯罪のリスト

成年後見と結びつき易い犯罪

暴行・傷害(被保護者に対する身体的虐待)

横領・窃盗・詐欺(被保護者に対する経済的虐待)

被後見人等による犯罪的行為

被後見人等による暴力行為 被後見人等による詐欺・窃盗行為

3. 消費者保護法令

消費者契約法·特定商取引法

消費者保護のために、民法の詐欺・強迫取消(民法96条)の要件を緩和。 その反面、取消、契約解除をなしうる期間等の限定がある。

| | 民法による取消 | 消費者契約法による取消 | 特定商取引法による撤回等 |
|----|-------------------------|--|--|
| 要件 | 虚偽の事実と騙す 意思 害意の告知 | 会生活・容姿に対する不安を煽る行為, 加齢等による生活不安の煽り,恋愛商 法,霊感商法、承諾前の行為,正当理由 のない取引準備に対する補償請求,過大 取引) | 訪問販売 通信販売 電話勧誘販売 連鎖取引販売 特定継続的役務提供 業務提供誘引販売取引 訪問購入 押しつけ販売 |
| 期間 | 取消可能時から5年 行為時から20年 | 追認可能時から1年 契約時から5年等 | 書面交付の時から数日間 訪問販売、電話動誘販売、特定継続 的役務提供、訪問購入は8日間 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取 引は14日間 通信販売については規定なし |

(※) 法定要件の記載がなく、事実上期間が進行しないことも多い。

4. 借地借家法

建物の所有を目的とする地上権設定契約・土地賃貸借契約(借地契約)と、建物の賃貸借契約(借家契約)について、地上権者・賃借人の保護を強化。

法定更新 (期間満了後の原則自動更新)

所有権者・賃貸人からの解約制限 (正当事由の要求)

強行法規 借地人・賃借人に不利な約定の無効 (あらゆる内容に及ぶものではない)

1

定期借地・定期借家(法定更新制度の例外)

地主・家主の無資力による問題

5. 利息制限法

契約元本に応じて約定金利の上限を定める。

元本の額が10万円未満の場合
 元本の額が10万円以上100万円未満の場合
 年1割8分
 元本の額が100万円以上の場合
 年1割5分

過払金発生の可能性。

- ①平成18年以前に取引を開始
- ②概ね6年半以上中断なく取引を継続したか完済
- ③取引継続中か完済から10本を経ていない場合



貸金業者による利息の取り過ぎ。

6. まとめ

本日学習した内容に関わる問題が生じたときは, 直ちに弁護士(社会福祉協議会)に相談を(素人の 方が簡単に処理できる事柄ではありません)。

